

四半期報告書

(第118期第2四半期)

株式会社 山梨中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	45
3 【中間財務諸表】	46
4 【その他】	59
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	60

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【四半期会計期間】 第118期 第2四半期
(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 関 光 良

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 内 藤 哲 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役東京支店長 古 屋 賀 章

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,122	22,518	26,717	52,353	44,878
連結経常利益	百万円	4,091	3,947	2,626	7,458	6,726
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	2,859	2,365	1,315	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	4,908	3,764
連結中間包括利益	百万円	4,880	9,192	10,867	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	6,740	△ 20,412
連結純資産額	百万円	221,637	229,824	210,014	222,388	199,661
連結総資産額	百万円	3,371,434	3,499,329	3,812,294	3,480,808	3,511,412
1株当たり純資産額	円	6,554.06	7,134.49	6,491.56	6,652.04	6,183.83
1株当たり中間純利益	円	85.61	72.09	41.27	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	147.15	116.43
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	85.41	71.91	41.16	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	146.78	116.13
自己資本比率	%	6.49	6.49	5.43	6.31	5.60
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	27,296	17,833	216,875	82,750	△ 23,354
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 4,694	△ 95,553	△ 31,584	124,502	△ 134,180
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 573	△ 1,729	△ 559	△ 1,681	△ 2,287
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	333,433	437,524	541,884	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	516,974	357,152
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,754 [690]	1,706 [675]	1,681 [668]	1,710 [684]	1,668 [674]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(表示方法の変更)」に記載のとおり、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の計数の組替えを行っております。
- 3 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。当該株式併合が2018年度の期首に行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」を算出しております。
- 4 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第116期中	第117期中	第118期中	第116期	第117期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	22,720	20,088	24,112	47,561	39,822
経常利益	百万円	3,638	3,477	2,252	6,520	5,844
中間純利益	百万円	2,670	2,171	1,130	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,494	3,430
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	174,915	32,783	32,783	33,983	32,783
純資産額	百万円	216,618	224,687	205,255	217,676	195,764
総資産額	百万円	3,372,692	3,500,246	3,813,162	3,482,740	3,513,527
預金残高	百万円	2,873,510	2,894,366	3,157,942	2,924,029	2,977,393
貸出金残高	百万円	1,656,491	1,709,711	1,884,070	1,710,891	1,808,232
有価証券残高	百万円	1,268,365	1,231,053	1,264,621	1,138,015	1,225,717
1株当たり配当額	円	3.50	17.50	17.50	21.00	35.00
自己資本比率	%	6.41	6.41	5.37	6.24	5.56
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,713 [663]	1,667 [647]	1,644 [640]	1,669 [656]	1,630 [647]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「第4 経理の状況 3 中間財務諸表 注記事項（表示方法の変更）」に記載のとおり、前中間会計期間及び前事業年度の計数の組替えを行っております。

3 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。また、自己株式を2019年2月22日付で1,000千株、2019年9月13日付で1,200千株消却いたしました。

4 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。第116期(2019年3月)の1株当たり配当額21.00円は、中間配当額3.50円と期末配当額17.50円の合計であり、中間配当額3.50円は株式併合前の配当額、期末配当額17.50円は株式併合後の配当額であります。

5 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第2四半期連結累計期間より表示方法の変更を行っており、前第2四半期連結累計期間は組替後の計数を用いて分析しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、期前半は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う内需・外需の落ち込みを背景に急速に悪化しましたが、期後半は国内外で経済活動が再開するなかで政府の支援策なども相俟って、生産面・需要面ともに緩やかな持ち直しの動きがみられました。

この間の金融情勢は、為替相場は緩やかながらも円高傾向で推移しました。また、日経平均株価は上昇傾向で推移し、期後半には2万3千円台を回復しました。

山梨県経済におきましては、同感染症の影響で厳しい状況が続きましたが、一部に持ち直しの動きもみられました。生産面では、半導体製造装置や電子部品など一部に堅調さが窺われたものの、全体としては弱い動きが続きました。需要面でも、設備投資で慎重姿勢が強まり、個人消費も外出を伴う消費需要が激減するなど軟調に推移しましたが、期後半には政府や自治体などの支援策もあり、これまで低調に推移していた外食や観光関連産業に上向きの兆しが窺われました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績について、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び国債等債券売却益の増加などにより前年同期比41億99百万円増加し、267億17百万円となりました。

経常費用は、投資信託の解約・償還に伴う国債等債券償還損及び株式等償却の増加などにより前年同期比55億19百万円増加し、240億90百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比13億20百万円減少し、26億26百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同10億50百万円減少し、13億15百万円となりました。

主要勘定の増減については、譲渡性預金を含めた総預金は、個人・法人預金の増加により2020年3月末比1,870億円増加し、3兆2,205億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出の増加などにより2020年3月末比760億円増加し、1兆8,776億円となりました。

有価証券は、地方債の増加などにより2020年3月末比394億円増加し、1兆2,629億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加などにより前年同期比12億59百万円増加し、145億6百万円となりました。

役務取引等収支は、預金・貸出業務に係る手数料の増加などにより前年同期比22百万円増加し、30億69百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の減少などにより前年同期比4億29百万円減少し、△3億91百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	12,895	350	—	13,246
	当第2四半期連結累計期間	14,180	326	—	14,506
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	13,085	557	5	13,637
	当第2四半期連結累計期間	14,347	380	4	14,723
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	190	206	5	391
	当第2四半期連結累計期間	167	54	4	217
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,046	△ 0	—	3,046
	当第2四半期連結累計期間	3,067	2	—	3,069
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	4,224	37	—	4,262
	当第2四半期連結累計期間	4,263	36	—	4,300
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	1,177	38	—	1,215
	当第2四半期連結累計期間	1,196	34	—	1,231
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	166	△ 127	—	38
	当第2四半期連結累計期間	△ 3,096	2,704	—	△ 391
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	2,411	176	—	2,588
	当第2四半期連結累計期間	3,912	2,785	—	6,697
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	2,245	304	—	2,550
	当第2四半期連結累計期間	7,008	80	—	7,088

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。
- 3 「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(表示方法の変更)」に記載のとおり、前第2四半期連結累計期間の計数の組替えを行っております。
- 4 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、保険等の販売による代理業務手数料が減少しましたが、預金・貸出業務に係る手数料及び投資信託等の販売による証券関連業務手数料の増加などにより前年同期比38百万円増加し、43億円となりました。

役務取引等費用は前年同期比15百万円増加し、12億31百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,224	37	4,262
	当第2四半期連結累計期間	4,263	36	4,300
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,645	—	1,645
	当第2四半期連結累計期間	1,697	—	1,697
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	932	34	966
	当第2四半期連結累計期間	927	35	963
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	385	—	385
	当第2四半期連結累計期間	419	—	419
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	687	—	687
	当第2四半期連結累計期間	561	—	561
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	129	—	129
	当第2四半期連結累計期間	124	—	124
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	87	3	91
	当第2四半期連結累計期間	108	0	109
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,177	38	1,215
	当第2四半期連結累計期間	1,196	34	1,231
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	360	35	395
	当第2四半期連結累計期間	326	31	358

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,885,258	8,145	2,893,404
	当第2四半期連結会計期間	3,148,734	8,446	3,157,180
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,781,956	—	1,781,956
	当第2四半期連結会計期間	2,042,785	—	2,042,785
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,082,686	—	1,082,686
	当第2四半期連結会計期間	1,097,554	—	1,097,554
うちその他	前第2四半期連結会計期間	20,615	8,145	28,761
	当第2四半期連結会計期間	8,394	8,446	16,840
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	89,773	—	89,773
	当第2四半期連結会計期間	63,332	—	63,332
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,975,032	8,145	2,983,178
	当第2四半期連結会計期間	3,212,066	8,446	3,220,512

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

3 相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,702,654	100.00	1,877,647	100.00
製造業	185,227	10.88	225,443	12.01
農業、林業	3,327	0.20	3,357	0.18
漁業	30	0.00	39	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	3,419	0.20	4,168	0.22
建設業	36,373	2.14	45,495	2.42
電気・ガス・熱供給・水道業	30,034	1.76	34,269	1.83
情報通信業	17,067	1.00	18,175	0.97
運輸業、郵便業	90,079	5.29	104,471	5.56
卸売業、小売業	116,277	6.83	149,178	7.95
金融業、保険業	77,653	4.56	74,664	3.98
不動産業、物品賃貸業	293,260	17.22	327,281	17.43
その他のサービス業	172,327	10.12	170,375	9.07
国・地方公共団体	264,614	15.54	300,614	16.01
その他	412,961	24.26	420,112	22.37
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,702,654	—	1,877,647	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金が760億円増加し、債券貸借取引受入担保金が311億円減少しましたが、預金等が1,870億円、借入金が1,279億円増加したことなどから、2,168億円のキャッシュ・イン（前年同期は178億円のキャッシュ・イン）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の売却・償還が1,065億円ありましたが、取得を1,372億円行ったことなどから、315億円のキャッシュ・アウト（前年同期は955億円のキャッシュ・アウト）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払などにより5億円のキャッシュ・アウト（前年同期は17億円のキャッシュ・アウト）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は5,418億円(2020年3月末比1,847億円増加)となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2019年9月30日	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	13.50	13.35
2. 連結における自己資本の額	1,864	1,869
3. リスク・アセット等の額	13,808	14,000
4. 連結総所要自己資本額	552	560

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2019年9月30日	2020年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	12.96	12.81
2. 単体における自己資本の額	1,782	1,786
3. リスク・アセット等の額	13,749	13,938
4. 単体総所要自己資本額	549	557

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,793	7,030
危険債権	14,775	13,726
要管理債権	4,766	4,486
正常債権	1,694,991	1,870,057

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,600,000
計	79,600,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,783,000	32,783,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株であり ます。
計	32,783,000	32,783,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日	—	32,783	—	15,400	—	8,287

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,619	5.07
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	1,225	3.84
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	1,209	3.79
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,003	3.14
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	716	2.24
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	629	1.97
富国生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	600	1.88
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号	531	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	501	1.57
株式会社日本カストディ銀行(信託 口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	477	1.49
計	—	8,513	26.68

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,619千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,003千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	477千株

2 2017年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2017年9月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。なお、所有株式数は当行が2018年10月1日付で5株を1株とする株式併合を行う前の株数となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,819	2.76
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,292	1.31
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	331	0.19
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	198	0.11
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 11	220	0.13
計	—	7,861	4.49

- 3 2020年7月6日付および2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書および変更報告書において、野村證券株式会社から、同社他2社を共同保有者として、2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	243	0.74
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	0	0
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,428	4.36
計	—	1,671	5.10

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 876,100	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,791,100	317,911	同上
単元未満株式	普通株式 115,800	—	1単元(100株)未満の株式であります。
発行済株式総数	32,783,000	—	—
総株主の議決権	—	317,911	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式5株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	876,100	—	876,100	2.67
計	—	876,100	—	876,100	2.67

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	357,267	541,999
コールローン及び買入手形	2,818	2,974
買入金銭債権	12,274	13,758
金銭の信託	9,991	9,997
有価証券	※1, ※7, ※11 1,223,516	※1, ※7, ※11 1,262,945
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,801,580	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,877,647
外国為替	※6 2,862	※6 3,102
その他資産	※7, ※8 75,844	※7, ※8 74,502
有形固定資産	※10 23,367	※10 23,167
無形固定資産	3,191	3,166
退職給付に係る資産	2,400	2,924
繰延税金資産	2,144	2,024
支払承諾見返	5,577	5,216
貸倒引当金	△11,422	△11,132
資産の部合計	3,511,412	3,812,294
負債の部		
預金	※7 2,976,587	※7 3,157,180
譲渡性預金	56,907	63,332
債券貸借取引受入担保金	※7 35,349	※7 4,183
借入金	※7, ※8 207,485	※7, ※8 335,478
外国為替	631	325
その他負債	24,902	27,912
賞与引当金	1,051	1,048
役員賞与引当金	33	16
役員退職慰労引当金	10	5
睡眠預金払戻損失引当金	291	298
偶発損失引当金	146	123
繰延税金負債	2,775	7,159
支払承諾	5,577	5,216
負債の部合計	3,311,750	3,602,279
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,398	8,398
利益剰余金	165,000	165,726
自己株式	△1,347	△1,262
株主資本合計	187,451	188,262
その他有価証券評価差額金	13,912	22,958
繰延ヘッジ損益	△26	8
退職給付に係る調整累計額	△4,393	△4,103
その他の包括利益累計額合計	9,492	18,863
新株予約権	147	138
非支配株主持分	2,570	2,750
純資産の部合計	199,661	210,014
負債及び純資産の部合計	3,511,412	3,812,294

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	22,518	26,717
資金運用収益	13,637	14,723
(うち貸出金利息)	7,853	8,145
(うち有価証券利息配当金)	5,648	6,478
役務取引等収益	4,262	4,300
その他業務収益	2,588	6,697
その他経常収益	※1 2,030	※1 996
経常費用	18,571	24,090
資金調達費用	391	217
(うち預金利息)	195	168
役務取引等費用	1,215	1,231
その他業務費用	2,550	7,088
営業経費	※2 13,613	※2 13,794
その他経常費用	※3 800	※3 1,758
経常利益	3,947	2,626
特別利益	267	-
固定資産処分益	267	-
特別損失	417	192
減損損失	※4 293	※4 175
固定資産処分損	123	17
税金等調整前中間純利益	3,797	2,434
法人税、住民税及び事業税	954	729
法人税等調整額	402	316
法人税等合計	1,356	1,045
中間純利益	2,440	1,388
非支配株主に帰属する中間純利益	74	73
親会社株主に帰属する中間純利益	2,365	1,315

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	2,440	1,388
その他の包括利益	6,751	9,478
その他有価証券評価差額金	6,585	9,153
繰延ヘッジ損益	△7	35
退職給付に係る調整額	173	290
中間包括利益	9,192	10,867
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	9,102	10,686
非支配株主に係る中間包括利益	89	181

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,287	164,099	△2,006	185,780
当中間期変動額					
剰余金の配当			△577		△577
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,365		2,365
自己株式の取得				△1,128	△1,128
自己株式の消却		△1,729		1,729	
自己株式の処分		0		58	58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		111			111
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,729	△1,729		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	111	58	659	830
当中間期末残高	15,400	8,398	164,158	△1,347	186,610

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	36,906	—	△3,031	33,874	174	2,559	222,388
当中間期変動額							
剰余金の配当							△577
親会社株主に帰属する 中間純利益							2,365
自己株式の取得							△1,128
自己株式の消却							
自己株式の処分							58
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							111
利益剰余金から 資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	6,571	△7	173	6,736	△27	△104	6,605
当中間期変動額合計	6,571	△7	173	6,736	△27	△104	7,435
当中間期末残高	43,477	△7	△2,858	40,611	147	2,454	229,824

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,398	165,000	△1,347	187,451
当中間期変動額					
剰余金の配当			△557		△557
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,315		1,315
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却					
自己株式の処分		△31		84	52
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
利益剰余金から 資本剰余金への振替		31	△31		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	725	84	810
当中間期末残高	15,400	8,398	165,726	△1,262	188,262

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	13,912	△26	△4,393	9,492	147	2,570	199,661
当中間期変動額							
剰余金の配当							△557
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,315
自己株式の取得							△0
自己株式の消却							
自己株式の処分							52
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							
利益剰余金から 資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	9,045	35	290	9,371	△8	179	9,542
当中間期変動額合計	9,045	35	290	9,371	△8	179	10,353
当中間期末残高	22,958	8	△4,103	18,863	138	2,750	210,014

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,797	2,434
減価償却費	984	1,034
減損損失	293	175
貸倒引当金の増減(△)	236	△290
賞与引当金の増減額(△は減少)	△189	△3
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△27	△16
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△419	△523
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△236	-
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	93	6
偶発損失引当金の増減(△)	12	△23
資金運用収益	△15,011	△14,723
資金調達費用	391	217
有価証券関係損益(△)	△1,777	1,788
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	3	2
為替差損益(△は益)	1,502	974
固定資産処分損益(△は益)	△143	17
貸出金の純増(△)減	1,605	△76,067
預金の純増減(△)	△29,494	180,592
譲渡性預金の純増減(△)	27,677	6,424
借入金の純増減(△)	△13,521	127,993
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△7	△0
コールローン等の純増(△)減	1,048	△1,640
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	13,763	△31,166
外国為替(資産)の純増(△)減	1,678	△239
外国為替(負債)の純増減(△)	△66	△305
資金運用による収入	16,970	16,575
資金調達による支出	△398	△287
その他	8,989	4,238
小計	17,749	217,181
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	84	△305
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,833	216,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△227,873	△137,278
有価証券の売却による収入	132,197	101,439
有価証券の償還による収入	10,712	5,116
金銭の信託の増加による支出	△10,000	△8
有形固定資産の取得による支出	△665	△392
有形固定資産の売却による収入	389	0
無形固定資産の取得による支出	△315	△461
無形固定資産の売却による収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,553	△31,584

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△577	△557
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△1,128	△0
自己株式の売却による収入	58	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△80	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,729	△559
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△79,450	184,732
現金及び現金同等物の期首残高	516,974	357,152
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 437,524	※1 541,884

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社

(2) 非連結子会社 4社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定程度継続しますが、7月以降徐々に経済は回復しており今後も回復が継続すると想定しております。この期間において一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定をしております。ただし、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において追加的な損失が発生する可能性があります。

なお、当中間連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は、前連結会計年度の有価証券報告書における（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の収益・費用の計上基準

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失については、従来、個別取引毎に、利益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、主要な業務の状況を示す指標として「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」を新たに定める銀行法施行規則の改正を契機に、投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失の性質について再度検討した結果、両者はともに、投資信託による運用の成果であり、経営成績をより適切に表示する観点から、当中間連結会計期間より、各四半期末時点で利益が損失を超過している場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失が利益を超過している場合は「その他業務費用」に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含めて表示していた投資信託の解約・償還に係る利益1,373百万円及び「その他経常費用」に含めて表示していた投資信託の解約・償還に係る損失1,860百万円は、「その他業務費用」（純額486百万円）に組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
出資金	988百万円	965百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	2,602百万円	2,945百万円
延滞債権額	19,355百万円	18,204百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	12百万円	0百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,855百万円	4,485百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	26,825百万円	25,636百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	4,985百万円	2,273百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	302,708百万円	382,707百万円
担保資産に対応する債務		
預金	26,428百万円	1,169百万円
債券貸借取引受入担保金	35,349百万円	4,183百万円
借入金	206,597百万円	334,563百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	60,000百万円	60,000百万円
金融商品等差入担保金	300百万円	一百万円
保証金	277百万円	278百万円

※8 未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)を、一部の借入金の担保として次のとおり供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース契約債権	1,219百万円	1,257百万円
対応する債務		
借入金	888百万円	915百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	394,450百万円	401,066百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	370,852百万円	375,781百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	34,390百万円	34,706百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	5,443百万円	5,405百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,575百万円	431百万円
貸倒引当金戻入益	一百万円	108百万円

※2 「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料手当	5,594百万円	5,604百万円

※3 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等償却	88百万円	1,251百万円

※4 以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	290百万円
	遊休資産	土地	0百万円
山梨県外	営業用資産	その他の有形固定資産	2百万円
合計	—	—	293百万円

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及びその他の有形固定資産等	12百万円
	遊休資産	土地	163百万円
合計	—	—	175百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

前中間連結会計期間の回収可能価額の算定において、使用価値による場合の割引率は1.9%であります。

当中間連結会計期間の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	33,983	—	1,200	32,783	(注1)
自己株式					
普通株式	962	1,200	1,228	934	(注2、3)

(注)1 当中間連結会計期間中の発行済株式の減少株式数は、自己株式の消却による減少であります。

2 当中間連結会計期間中の自己株式の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,200千株

3 当中間連結会計期間中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 28千株

自己株式の消却による減少 1,200千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		147		
合計			—		147		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	577	17.50	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	557	利益剰余金	17.50	2019年9月30日	2019年12月4日

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	32,783	—	—	32,783	
自己株式					
普通株式	934	0	58	876	(注)

(注) 1 当中間連結会計期間中の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 当中間連結会計期間中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少	5千株
譲渡制限付株式の割当てによる減少	53千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—		138			
合 計			—		138			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	557	17.50	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	558	利益剰余金	17.50	2020年9月30日	2020年12月3日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	437,631百万円	541,999百万円
日本銀行以外への預け金	△ 107百万円	△ 115百万円
現金及び現金同等物	437,524百万円	541,884百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(貸手側)

1 リース投資資産の内訳

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	百万円	9,260	9,237
見積残存価額部分	百万円	218	215
受取利息相当額	百万円	△ 901	△ 885
リース投資資産	百万円	8,577	8,567

2 リース投資資産に係るリース料債権部分の(中間)連結会計年度(期間)末日後の回収予定額

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年以内	百万円	2,778	2,779
1年超2年以内	百万円	2,331	2,333
2年超3年以内	百万円	1,882	1,841
3年超4年以内	百万円	1,282	1,226
4年超5年以内	百万円	602	574
5年超	百万円	383	481
合計	百万円	9,260	9,237

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	357,267	357,267	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,443	5,437	△ 6
その他有価証券	1,213,875	1,213,875	—
(3) 貸出金	1,801,580		
未収収益(貸出金利息)	539		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,699		
貸倒引当金(※2)	△ 11,144		
	1,789,275	1,797,588	8,313
(4) その他資産			
中央清算機関差入証拠金	60,000	60,000	—
資産計	3,425,861	3,434,169	8,307
(1) 預金	2,976,587		
未払費用(預金利息)	230		
	2,976,818	2,976,855	37
(2) 譲渡性預金	56,907		
未払費用(譲渡性預金利息)	1		
	56,909	56,910	1
(3) 債券貸借取引受入担保金	35,349	35,349	—
(4) 借入金	207,485	207,484	△ 0
負債計	3,276,562	3,276,600	37
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	47	47	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38)	(38)	—
デリバティブ取引計	9	9	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	541,999	541,999	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,405	5,407	1
その他有価証券	1,253,038	1,253,038	—
(3) 貸出金	1,877,647		
未収収益(貸出金利息)	601		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,889		
貸倒引当金(※2)	△ 10,875		
	1,865,483	1,880,846	15,362
(4) その他資産			
中央清算機関差入証拠金	60,000	60,000	—
資産計	3,725,927	3,741,292	15,364
(1) 預金	3,157,180		
未払費用(預金利息)	224		
	3,157,405	3,157,490	85
(2) 譲渡性預金	63,332		
未払費用(譲渡性預金利息)	0		
	63,332	63,334	1
(3) 債券貸借取引受入担保金	4,183	4,183	—
(4) 借入金	335,478	335,480	1
負債計	3,560,399	3,560,487	87
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	245	245	—
ヘッジ会計が適用されているもの	12	12	—
デリバティブ取引計	257	257	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によるほか、自行保証付私募債については、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いた価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における取得原価又は償却原価から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(4) その他資産

中央清算機関差入証拠金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
① 非上場株式 (※1) (※2)	760	758
② 組合出資金 (※3)	3,436	3,742
合計	4,196	4,501

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(※2) その他有価証券に区分しており、前連結会計年度における減損処理額は4百万円であります。
その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間における減損処理額は9百万円であります。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,890	2,901	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,553	2,535	△ 17
合計		5,443	5,437	△ 6

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	3,964	3,982	18
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,441	1,425	△ 16
合計		5,405	5,407	1

2 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	36,818	14,256	22,561
	債券	487,219	474,252	12,966
	国債	305,852	295,434	10,418
	地方債	132,659	130,841	1,817
	社債	48,707	47,976	730
	その他	245,066	234,820	10,245
	うち外国証券	57,736	54,091	3,645
	小計	769,104	723,330	45,774
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	11,653	14,632	△ 2,979
	債券	197,905	199,668	△ 1,763
	国債	8,466	8,560	△ 93
	地方債	136,124	137,106	△ 981
	社債	53,313	54,002	△ 688
	その他	235,212	256,112	△ 20,899
	うち外国証券	1,971	2,033	△ 61
	小計	444,771	470,414	△ 25,642
合計		1,213,875	1,193,744	20,131

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	45,113	17,265	27,848
	債券	574,940	563,098	11,841
	国債	317,834	308,664	9,169
	地方債	204,145	202,102	2,043
	社債	52,959	52,330	629
	その他	250,642	244,146	6,496
	うち外国証券	22,213	20,961	1,252
	小計	870,697	824,510	46,187
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	7,752	9,147	△ 1,395
	債券	211,398	212,482	△ 1,083
	国債	9,499	9,635	△ 135
	地方債	139,862	140,402	△ 540
	社債	62,036	62,444	△ 408
	その他	163,190	173,569	△ 10,378
	うち外国証券	5,578	5,604	△ 26
	小計	382,341	395,199	△ 12,857
合計		1,253,038	1,219,709	33,329

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、256百万円(うち、株式154百万円、債券102百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,242百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日(連結決算日)における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	20,131
その他有価証券	20,131
(△)繰延税金負債	6,057
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	14,073
(△)非支配株主持分相当額	161
その他有価証券評価差額金	13,912

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33,329
その他有価証券	33,329
(△)繰延税金負債	10,102
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	23,227
(△)非支配株主持分相当額	269
その他有価証券評価差額金	22,958

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	21,927	21,927	64	64
	為替予約				
	売建	6,313	—	△ 32	△ 32
	買建	742	—	15	15
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計	—	—	47	47	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	21,465	10,726	282	282
	為替予約				
	売建	10,529	—	△ 40	△ 40
	買建	611	—	2	2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	245	245

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		3,000	3,000	△ 38
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	合 計	—	—	—	△ 38

(注) 1 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		8,000	8,000	12
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	合 計	—	—	—	12

(注) 1 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプション等にかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	31百万円	44百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 29,900株
付与日	2019年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2019年7月27日～2049年7月26日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	1,061円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当ありません。

3 譲渡制限付株式の内容

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年8月7日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 9名 当行執行役員 9名
付与数	普通株式 53,300株
付与日	2020年8月7日
対象勤務期間	当行第117期定時株主総会から2021年6月開催予定の当行第118期定時株主総会までの期間(執行役員については、2020年7月1日から2021年6月30日までの期間)
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間
解除条件	当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで(執行役員については、2020年7月1日から2021年6月30日までの期間)継続して、当行の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日まで(執行役員については、2020年7月1日から2021年6月30日までの期間)に当行の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2020年7月から割当対象者が当行の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします)の本割当株式につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。
付与日における公正な評価単価	840円

(資産除去債務関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	8,512	7,778	6,227	22,518

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(表示方法の変更)」に記載のとおり、前中間連結会計期間の計数の組替えを行っております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	8,969	11,484	6,263	26,717

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	6,183円83銭	6,491円56銭

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	72.09	41.27
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,365	1,315
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,365	1,315
普通株式の期中平均株式数	千株	32,818	31,866
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	71.91	41.16
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	82	84
うち新株予約権	千株	82	84
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	357,266	541,999
コールローン	2,818	2,974
買入金銭債権	9,525	11,003
金銭の信託	9,991	9,997
有価証券	※1, ※7, ※9 1,225,717	※1, ※7, ※9 1,264,621
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,808,232	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,884,070
外国為替	※6 2,862	※6 3,102
その他資産	65,636	64,172
その他の資産	※7 65,636	※7 64,172
有形固定資産	23,196	22,994
無形固定資産	3,072	3,078
前払年金費用	8,718	8,824
支払承諾見返	5,577	5,216
貸倒引当金	△9,088	△8,893
資産の部合計	3,513,527	3,813,162
負債の部		
預金	※7 2,977,393	※7 3,157,942
譲渡性預金	65,307	71,932
債券貸借取引受入担保金	※7 35,349	※7 4,183
借入金	※7 206,597	※7 334,563
外国為替	631	325
その他負債	22,836	25,513
未払法人税等	421	268
リース債務	861	832
その他の負債	21,554	24,412
賞与引当金	1,024	1,019
役員賞与引当金	29	15
睡眠預金払戻損失引当金	291	298
偶発損失引当金	146	123
繰延税金負債	2,577	6,773
支払承諾	5,577	5,216
負債の部合計	3,317,763	3,607,907

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
資本準備金	8,287	8,287
利益剰余金	159,724	160,265
利益準備金	9,405	9,405
その他利益剰余金	150,319	150,860
固定資産圧縮積立金	193	193
別途積立金	145,601	147,101
繰越利益剰余金	4,524	3,565
自己株式	△1,347	△1,262
株主資本合計	182,064	182,690
その他有価証券評価差額金	13,579	22,417
繰延ヘッジ損益	△26	8
評価・換算差額等合計	13,553	22,425
新株予約権	147	138
純資産の部合計	195,764	205,255
負債及び純資産の部合計	3,513,527	3,813,162

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	20,088	24,112
資金運用収益	13,699	14,790
(うち貸出金利息)	7,859	8,157
(うち有価証券利息配当金)	5,703	6,533
役務取引等収益	3,774	3,827
その他業務収益	597	4,565
その他経常収益	※1 2,016	※1 928
経常費用	16,610	21,860
資金調達費用	412	235
(うち預金利息)	195	168
役務取引等費用	1,386	1,403
その他業務費用	841	5,223
営業経費	※2 13,125	※2 13,280
その他経常費用	※3 844	※3 1,717
経常利益	3,477	2,252
特別利益	267	-
固定資産処分益	267	-
特別損失	417	192
減損損失	293	175
固定資産処分損	123	17
税引前中間純利益	3,327	2,059
法人税、住民税及び事業税	807	592
法人税等調整額	348	336
法人税等合計	1,156	928
中間純利益	2,171	1,130

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の消却			△1,729	△1,729	
自己株式の処分			0	0	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1,729	1,729	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—
当中間期末残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	193	144,101	5,458	159,158	△2,006	180,839
当中間期変動額						
剰余金の配当			△577	△577		△577
中間純利益			2,171	2,171		2,171
別途積立金の積立		1,500	△1,500			
自己株式の取得					△1,128	△1,128
自己株式の消却					1,729	
自己株式の処分					58	58
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△1,729	△1,729		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	1,500	△1,635	△135	659	524
当中間期末残高	193	145,601	3,823	159,023	△1,347	181,363

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	36,663	—	36,663	174	217,676
当中間期変動額					
剰余金の配当					△577
中間純利益					2,171
別途積立金の積立					
自己株式の取得					△1,128
自己株式の消却					
自己株式の処分					58
利益剰余金から 資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	6,520	△7	6,513	△27	6,485
当中間期変動額合計	6,520	△7	6,513	△27	7,010
当中間期末残高	43,184	△7	43,176	147	224,687

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の消却					
自己株式の処分			△31	△31	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			31	31	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—
当中間期末残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	193	145,601	4,524	159,724	△1,347	182,064
当中間期変動額						
剰余金の配当			△557	△557		△557
中間純利益			1,130	1,130		1,130
別途積立金の積立		1,500	△1,500			
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の消却						
自己株式の処分					84	52
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△31	△31		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	1,500	△958	541	84	626
当中間期末残高	193	147,101	3,565	160,265	△1,262	182,690

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	13,579	△26	13,553	147	195,764
当中間期変動額					
剰余金の配当					△557
中間純利益					1,130
別途積立金の積立					
自己株式の取得					△0
自己株式の消却					
自己株式の処分					52
利益剰余金から 資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,837	35	8,872	△8	8,864
当中間期変動額合計	8,837	35	8,872	△8	9,490
当中間期末残高	22,417	8	22,425	138	205,255

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定程度継続しますが、7月以降徐々に経済は回復しており今後も回復が継続すると想定しております。この期間において一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定をしております。ただし、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において追加的な損失が発生する可能性があります。

なお、当中間会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は、前事業年度の有価証券報告書における(追加情報)に記載した内容から重要な変更はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失については、従来、個別取引毎に、利益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、主要な業務の状況を示す指標として「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」を新たに定める銀行法施行規則の改正を契機に、投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失の性質について再度検討した結果、両者はともに、投資信託による運用の成果であり、経営成績をより適切に表示する観点から、当中間会計期間より、各四半期末時点で利益が損失を超過している場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失が利益を超過している場合は「その他業務費用」に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含めて表示していた投資信託の解約・償還に係る利益1,373百万円及び「その他経常費用」に含めて表示していた投資信託の解約・償還に係る損失1,860百万円は、「その他業務費用」(純額486百万円)に組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	3,135百万円	3,135百万円
出資金	974百万円	952百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	2,540百万円	2,892百万円
延滞債権額	19,051百万円	17,853百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	12百万円	0百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,855百万円	4,485百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	26,459百万円	25,232百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	4,985百万円	2,273百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	302,708百万円	382,707百万円
担保資産に対応する債務		
預金	26,428百万円	1,169百万円
債券貸借取引受入担保金	35,349百万円	4,183百万円
借入金	206,597百万円	334,563百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	60,000百万円	60,000百万円
金融商品等差入担保金	300百万円	一百万円
保証金	277百万円	278百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	329,350百万円	336,155百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	305,751百万円	310,871百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	5,443百万円	5,405百万円

(中間損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,552百万円	395百万円
貸倒引当金戻入益	一百万円	94百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	585百万円	525百万円
無形固定資産	368百万円	465百万円

※3 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等償却	88百万円	1,251百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	4,110百万円	4,087百万円

4 【その他】

中間配当

2020年11月11日開催の取締役会において、第118期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	558百万円
1株当たりの金額	17円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月3日

(注) 2020年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二 ⑩

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 関 光 良

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取関光良は、当行の第118期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。